

回 覧

2020年度 はるひ野町内会 3月度 役員会 議題

2021年3月6日

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 会長からの連絡事項 | (会 長 杉 本) |
| (2) 総会のお知らせ | (副会長 片 岡) |
| (3) 会則の変更について | (副会長 片 岡) |
| (4) 各部会報告 | |
| ◆環境美化 : 資源集団回収へのご協力御礼 | (環境美化 齋 藤) |
| ◆自主防災 : 自主防災かわら版 2020・8号 | (自主防 小 松) |
| ◆防犯部会 : 防犯講話実施のご報告 | (防 犯 水 野) |
| (5) 2021年度支援団体助成金のご案内 | (副会長 片 岡) |
| (6) 出欠の確認 (配布物の受領確認) | |

★今月（3月）のお願い事項

①資源集団回収のため、古新聞・古雑誌・段ボール・牛乳パック・古着等を提供してください。**第1・3・5回目の木曜日が回収日です。**
(回収資金は、町内会収入としてはるひ野の緑化に利用します)

★町内会の主な行事（予定）（2021年4月）

- | | |
|----------------------|--|
| ①2021年 第1回役員会 | |
| 4月10日（土） 時間未定 | 2020年度の現ブロック代表者に参加いただきます
詳細については後日お知らせいたします |
| ②2021年度 はるひ野町内会 定期総会 | |
| 4月24日（土） 15:00～ | 詳細については回覧をご参照ください |

1 当面の町内会活動方針・対応方針 【～4月末】

- 1) 当町内会の活動・・・止めない
- ① 当町内会の目的である「安全・安心のため」や「来年度に向けて」の活動は止めない
 - ② 中止・延期できる活動は、中止・延期する
- 2) 当町内会が開催している会議・・・上記に即して中止・延期できる会議は、中止・延期する
- ① 会議を開催する場合は原則「オンライン参加」とし、会議の終了は20時までとする
 - ② 「オンライン参加」できない参加者は「対面参加」も可とするが、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行って参加する

新型コロナウイルス感染者の増減状況を見ながら、延長・短縮等を判断

2 4月24日(土)に定期総会を開催します

回覧あり

昨年の定期総会は、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた時期に「開催中止」としました。
(企業の会議・宴会の中止指示や、はるひ野小中学校の臨時休業などの対応状況を見て、総合的に判断しました)
今年(2021年度)は、定期総会を4月24日(土)に開催します。
ただし、会場が「地域交流センター(はるひ野小中学校内)」となり、会議場所としてはそれほど広くなく、しかも3密を避け、参加者同士の距離をあけるため、最大50人しか入場できません。従って、オンライン参加あるいは委任状を推奨します。
(※)3月下旬に全戸配布資料を配布します(ブロック代表者・班長のみなさん、ご協力をお願いします)

3 生活騒音によるご近所迷惑について

当町内会あてに「生活騒音に関する注意喚起の回覧を発信して欲しい」との依頼をいただいています。
みなさんに「近隣の方々にご迷惑をかけていないか、ご不快な思いをさせていないか」を振り返っていただけたらと思っています。
大地震・大災害時には「近隣同士で互いに助け合う」(共助)ことが大事です。日頃から「良好な関係」の構築をお願いします。

相談を受けているもの、および代表的な生活騒音

楽器	ピアノ、金管楽器など
スポーツ	バスケットボールの練習、野球の練習など
ペット	犬の鳴き声
その他	子どもが騒いでいる声、鳥よけCD(鳥害グッズでベランダ等に吊り下げる)のカラカラする音など

4 こもれび公園で遊ぶ子どもたちの「自転車」について

こもれび公園に遊びに来る子どもたちが、乗ってくる「自転車」をこもれび公園の入り口(小中学校とオーセントと公園の境界付近)に50台くらい密集して停めているため、通行人が道路部分を通り抜けできないことが起きています。
きれいに並べて停めていれば通り抜けはできますが、倒したままの自転車も多いのが実態です。

- 1) はるひ野小学校で、「通行人が通れるように、自転車を並べて停める」ことを注意・指導いただきました
- 2) ご家庭に、自転車で公園に遊びに行っている子どもがいたら「並べて停める」ようにご指導ください

5 会長としての主要活動報告(2月)

(※)当町内会内会議は省略

- (1) 麻生区総合防災訓練(2月13日)の「中止」対応を麻生区危機管理担当と調整 3日(水)
- (2) 各公園設置の掲示板・防災倉庫に関する継続利用申請提出 (道路公園センター) 9日(火)
- (3) 川崎市自主防災活動功労者表彰についての取材対応 【自主防災組織と一緒に】 13日(土)
- (4) 柿生地区社会福祉協議会 役員会 16日(火)
- (5) はるひ野小中学校 学校運営協議会 17日(水)
- (6) はるひ野小中学校敷地内の掲示板に関する継続利用申請提出 (教育委員会) 28日(日)

2021年3月6日
はるひ野町内会 会長
杉本 秀治

2021年度はるひ野町内会総会のお知らせ

コロナ禍にあっても季節は廻り、早春の候を迎えました。

困難な状況のなかにおきましても、皆さまには日々ご壮健でお過ごしのことと存じ上げます。

さて、昨年度は止む無く会場を設営しての総会を実施することは叶いませんでしたが、本年は、熟考の上、「2021年度はるひ野町内会総会」を下記の通り開催致します。

なお、万障お繰り合わせの上ご出席いただきたいところではありますが、感染対策を徹底する都合上、参加にあたってはいくつかの制限を設けておりますことご了承願います。

また、オンラインで同時開催いたしますので、可能な限り来場せずオンライン(Zoom予定)にてご参加くださいますようお願いいたします。

詳細につきましては、3月下旬において各戸に配布する「総会のご案内」をご一読ください。

記

日 時 : 2021年4月24日(土) 15:00~16:30
(開場 14:30)

場 所 : はるひ野黒川地域交流センター

※例年とは会場が異なります。

※会場入口にて、検温を含め各種感染対応を実施いたしますが、

事前に検温を済ませてからご来場願います。

ご来場の際には、スリッパ、下足入れ袋をご用意ください。

★オンラインにて同時開催いたします(Zoom予定)

議 題 : 1. 2020年度事業報告、決算報告
: 2. 2021年度事業計画、予算案
: 3. 2021年度の役員と運営体制について
: 4. その他

◆ 各戸あての総会のご案内(委任状つき)を、3月下旬に配布致します。

はるひ野町内会会則の改正(案)について

2021年3月6日

はるひ野町内会

● 改正の必要性および概要

<会則改正について>

- はるひ野町内会においては、会則第4条第1項において各部会を規定しています。このうち環境部会の活動は活動量が多く、かつ内容も多岐に亘るため、2年前より、次の2つのグループに分かれて活動していました。

美化グループ	町内清掃、資源回収の推進、ごみ集積場の維持管理など
緑化グループ	緑化推進(自治体と連携した植栽帯や公園の整備・補修、緑化関連団体支援等)

街の「美化」と「緑化」を共に推進することは、街の性質に鑑みるに「はるひ野」では特に望まれるものであり、今後もこれら2つの活動はいずれも精力的に継続されるものと考えられます。

今回の改正においては、既にグループに分かれ独立的に活動している環境部会の実情に鑑み、また、予算管理の適正化も考慮し、従前の「環境部会」を、新たに「環境美化部会」と「環境緑化部会」の2つの部会に分け、それぞれ部会長を選任し、さらに、予算も別に管理するものとなりました。

- なお、当該会則の改正は、2021年4月の総会において承認された後、効力を生じます。

● 会則改正条文の解説

会則第4条

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の部会を置き、自主的且つ民主的に必要な事業を行う。

- (1) 防犯部会
- (2) 交通部会
- (3) 環境美化部会

(4) 環境緑化部会

(5) 広報部会

(6) まちなみ協定部会

(7) イベント部会

- 2 はるひ野町内会内に自主防災組織を置き、別途制定する「はるひ野町内会 自主防災組織に関する規約(以下、「自主防災組織に関する規約」)」に基づき、必要な事業を行う。

会則第4条第1項において、環境部会が環境美化グループと環境緑化グループとに分かれて活動している実情に合わせて、従前の環境部会を、新たに環境美化部会と環境緑化部会とに分けました。

資源集団回収へのご協力御礼

日頃は町内会が行っている資源集団回収にご協力いただきありがとうございます。
2020年下半期（7月～12月）の実績がまとまりましたので ご報告いたします。

この半期の回収総量は、86トン強となりました。新聞紙の回収量は変わらず減少傾向ですが、宅配需要の増加が背景とみられる段ボール類回収量が大幅増加しました。全体回収量は下期比較でここ数年から大きく伸びがありました。12月31日が最終回収日となり、年末掃除による排出ができたことも一因かと思われます。

資源集団回収は、2020年4月から隔週回収に変更になっております。
古新聞・雑誌は極力 『隔週木曜日の町内会の資源集団回収』 に
出していただくようご協力をお願いいたします。（第1・3・5木曜）

資源集団回収の **回収場所は自宅前** で、市のごみ収集集積所ではありません。回収日以外に集積所に出されますと、近隣の方の迷惑になります。また、紙資源（新聞・広告類、雑誌・書籍、ダンボール、牛乳パック）の細かな分別や、古着・古布の資源回収への供出と合わせて引き続き徹底していただくようお願いいたします。

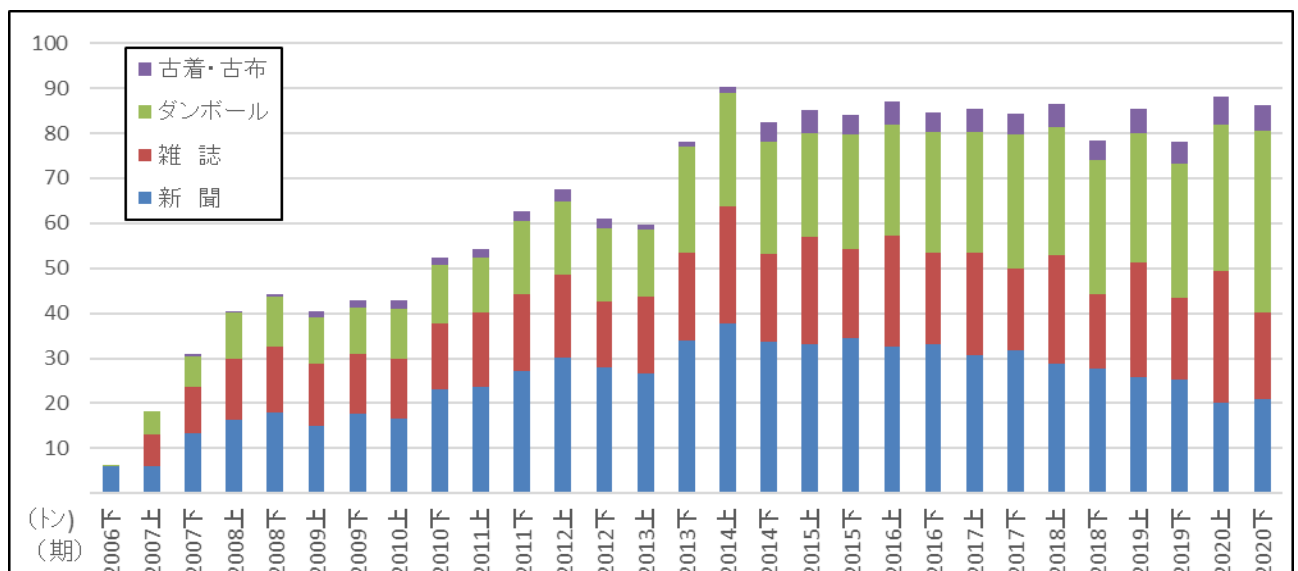
なお、川崎市から町内会への奨励金は年間約50万円ありますが、当該年度の緑化予算相当を除いた額を **「町内美化・緑化積立金」** として積み立てています。

積立金は、将来、町内の緑が不足している場所への樹木新植・植樹帯補植、花壇新設などの資金や美化活動資金としての活用を考えています。

(参考)

種類	月	(2020年) 下期						計
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	
古紙類	新聞	4,340	2,150	2,750	4,380	2,550	4,660	20,830
	雑誌	3,580	2,390	2,430	3,700	2,140	5,190	19,430
	段ボール	8,490	4,630	5,630	8,240	4,080	9,230	40,300
古着・古布		810	550	500	1,570	690	1,460	5,580
計		17,220	9,720	11,310	17,890	9,460	20,540	86,140
(一律3円/Kg)		市からの奨励金額(見込み)					258,420 (円)	

20年上期		19年下期	
計	比率	計	比率
20,050	+4%	25,390	-18%
29,270	-34%	18,040	+8%
32,500	+24%	29,810	+35%
6,250	-11%	4,880	+14%
88,070	-2%	78,120	+10%



資源・ごみ出しルール等 厳守のお願い

最近、資源・ごみ出しのルール違反等が増えてきています。主なものを挙げましたので、各戸に配布してある「資源物とごみの分け方・出し方」冊子（全25ページ）を今一度、確認してください。冊子が手元に無い方はご連絡ください。

- ☆ **利用できる集積所の割り当ては決まっています。当番制で清掃している集積所も多いので厳守願います。**

割り当て場所がわからない場合は、町内会までご連絡ください。

- ☆ **資源・ごみの収集日を厳守してください。**

自宅前に出す資源集団回収品（新聞・雑誌・ダンボール・衣類古着、牛乳パック）以外の市が回収する資源・ごみは、収集日の朝8時までに集積所に出してください。出せる日を守れない方は、ごみ集積所の使用を禁止とすることもあります。

- ☆ **ごみは集積所のできるだけ奥の方に積んでください。**

カラス・ネコ・タヌキが狙っています。

- ☆ **ペットボトルは必ず、カン・ビンは、できるかぎりキャップやラベルを除去してください。**

- ☆ **ビン回収専用の青いかごの中には、ペットボトルやカン、電池、小物金属を入れないでください。**

- ☆ **ビンは袋に入れず、裸の状態ですべて青いかごに入れてください。**

- ☆ **ふとん、毛布、じゅうたん、ぬいぐるみ、皮革製品は、資源集団回収の衣類・古着としては出せません。**

（次ページ参照）

裁断して普通ごみで出すか、粗大ごみ受付センターに収集を依頼してください（有料です、TEL 044-930-5300、インターネットでの申し込みも可）。

☆ ごみの減量、分別にご協力を！！

《ごみの約70%を占める生ごみは、極力、堆肥等に循環させましょう》

《紙類は、まず資源、そのつぎミックス、あとはゴミです》

① 資源集団回収：第1・3・5木曜日朝8時までに自宅前道路脇に出す

(委託業者が回収。川崎市から奨励金が出ます)

回収対象物：新聞・折込広告類、雑誌・書籍類、ダンボール類、牛乳パック

はがきより大きいサイズの紙で、新聞折込広告に類似した品質の1枚ものの定型紙は、新聞・折込広告類で出せます。(チラシ、ダイレクトメール、印刷物など)
ホチキス止めや糊付けの冊子類は、雑誌・書籍類で出してください。

ダンボールは普通ごみで出さず、面倒でもたたんで保管し、資源として出しましょう。

新聞、雑誌、ダンボールは雨天でも回収します。

牛乳パックも出せます。すすいだ後、たたんで保管し、10枚以上を一束ねで出します。

② ミックスペーパー(雑かみ)：毎週水曜日にごみ集積所に出す(市が収集)

菓子・ティッシュ箱、紙袋、封筒(窓付き含む)、写真、感熱紙、カーボン紙、切断紙、紙コップなど

ただし、汚れていたり、強い臭いの残る箱(石鹸、線香など)はごみです

多少の金具がついている紙も出せます(ホチキス止め、ファイル、バインダー)

※ビニール袋に入れて出さない!! 紙袋・紙箱に入れる、紙で包む等にする

③ 普通ごみ：火、金曜日にごみ集積所に出す(市が収集)

上記対象物以外の紙類。上記対象物でも、汚れている紙はすべてごみ扱いです。

④ 古着・古布類も普通ごみとせず、選別して資源で出しましょう

新聞・雑誌・ダンボールなどと同じく、資源集団回収対象物です。
半透明ビニール袋に入れ、口を縛って、自宅前道路脇に出してください。

※8時に雨が降っていない場合のみ回収します

その後に雨が予想される場合は、雨が入らないようにしてください。
少しでも濡れていると回収できず、再度、出し直すこととなります。
天気が怪しい場合は、翌週に回すようにしてください。

(1) 出せるもの

使用可能な、洗濯した衣類・布類に限ります。

Tシャツ、Yシャツ、上着類、下着類、ジーンズ、スラックス、着物、
タオル、バスタオル、シーツ、ネクタイ、ハンカチ、スカーフ、
靴下(左右揃い)、つば付帽子(布製)、カーテン

(2) 出せないもの

汚れが残っていたり 破れているもの全般

ふとん、枕、じゅうたん類、マット、ぬいぐるみ、毛布

会社名入り制服・制帽、皮革製品(コート、手袋等)

※ 古着・古布は、主に東南アジア方面で再利用されています。

自主防災かわら版

2020・8号

<避難所への避難と避難所の運営>

今月の自主防災かわら版では「避難所への避難の情報提供と避難所の運営」についてです。

■はるひ野の避難所

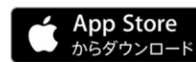
地震や風水害で、自宅に住めなくなったり、切迫した危険から逃れるための避難先は、

1. 「はるひ野小中学校 地域交流センター」(※第一順位)
2. 「はるひ野小中学校 大アリーナ」(※避難者数の増に応じて開放)

です。

■避難所に関わる情報の入手 かわさき防災アプリ

開設されている避難所や各種災害情報、気象警報や土砂災害・洪水などのハザードマップを確認することができます。



■避難所運営の基本原則

避難所について理解しておきましょう。

1. 避難所は、「避難を必要とする方」を一時的に受け入れる施設です。

避難所は、災害時に緊急的に住民等の安全を守り、または、災害により家屋を失った住民等の生活の場を確保するための施設です。

【避難を必要とする方】

- ・家屋に被害を受け、住居の場を失った方
- ・電気、水道、ガスなどのライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な方
- ・避難勧告等が発令され、緊急避難の必要がある方 など

2. 避難所は、避難者等の必要最低限の生活を支援する施設です。

支援には限界があり、避難者が増えれば支援は少なくなります。各家庭で家具の転倒防止や家庭内備蓄を行うなど、避難所に頼らない備えを行うことが大切です。

3. 自助・共助(互助)・公助による、適切な避難所運営が求められます。

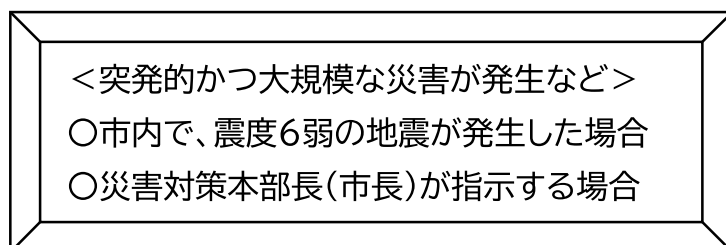
避難所の運営は、避難者同士の助けあいや協働の精神に基づき、避難者による自主的な運営が求められます。

4. 避難所の円滑な運営のためには、定期的に事前協議を行うなど「顔の見える関係」を構築しておくことが大切です。

町内会などを通じた顔の見える関係が大切です。

■川崎市避難所運営マニュアル

このマニュアルには、「川崎市地域防災計画」に基づき、突発的かつ大規模な災害が発生した場合に、避難所運営会議構成員、市職員、施設管理者などが自動参集して、自主的に避難所を開設し、撤収するまでの基本的事項が定められています。避難所の運営について知ることができます。



■新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難について

新型コロナ感染症対策としても自宅避難を含む分散避難が推奨されています。

また、避難所ではマスク着用、手洗いや咳エチケット等の基本的な対策が大切です。

マスク、アルコール消毒液、体温計、スリッパなどを持参するようにしましょう。詳しくは、川崎HPをご覧ください。



以上

防犯講話実施のご報告

先日2月20日（土）に、麻生警察署様にご協力いただき、町内の防犯意識のさらなる啓発、防犯情報の共有を目的に、防犯講話を開催いたしました。
なお、今回は緊急事態宣言中ということもあり、Zoomを利用したオンラインでの実施といたしました。
講話の内容について、以下の通りご紹介させていただきます。

<テーマ> 「麻生区の犯罪発生状況、コロナ禍において市民ができる防犯対策」

<講師> 麻生警察署生活安全課 稲葉様

犯罪発生状況

- 神奈川県下では、事件発生数（令和3年分：2/18 時点 以下同じ） 4,263 件、前年比では -443件であり、ここ 10 年では発生件数は減少傾向。空き巣は減少しているものの、一定数発生している。一方で自動車窃盗は増加。
- 麻生区内では、事件発生数は 51件（ -13 件）であり、昨年は振り込め詐欺が非常に多かったが、今年の振り込め詐欺の発生は 1 件（ -16 件）と大幅に減少。
- その他、コロナ禍になり、「マスクしていない人がいる」「マスクしていない子どもが集団で遊んでいる」などの通報も発生。

特殊詐欺について

- 全体としてはキャッシュカードすり替え型詐欺（※1）が多いが、オレオレ詐欺も一定数発生。犯人側が銀行員やスーパーの店員を装うなど、手口が複雑化している。
- **お金の話になるなど「怪しい」と思ったらすぐに警察に通報を。（ためらわずに通報してください。）**

※1…キャッシュカードを封筒等に入れさせ、目を離れた隙に偽物とすり替え騙し取る金融犯罪

空き巣について

- 麻生区内での空き巣は2件（栗木台、早野）。手口は無施錠とガラスの叩き割り。鍵を複数つけるなど対策を。
- 空き巣以外にも「忍び込み」や「居空き」（2階で掃除中に1階に入られるなどの、在宅中の空き巣）も発生している。**家にいるから安全、と安心しないことが重要。**

その他防犯対策について

- ネット通販がコロナ禍で増えているが、フリマなどで商品を購入したが「商品が届かない」という相談も結構増えている。値段が安いものなど、注意する必要がある。
- 不審者対策として、公園などで子供だけで遊ばせると危ない場合もあるので、可能な限り大人が付き添っていただきたい。
- はるひ野町内会でも青パトによるパトロールなどを実施しておられるが、それに加えて「**ながら警戒**」**(洗濯物を干している時、犬の散歩中などを行いながら不審者を監視する)を行うことで効果は高まる。**
- **防犯情報として、麻生セーフティメール(※2)、ヤフー防災速報、ピーガルくん子ども安全メール(※3)にて地域の防犯情報(不審者の出没情報など)が得られる。簡単に登録できるので、活用して欲しい。**

※2…麻生区より、防犯をはじめ、交通安全、防災、行方不明者など幅広い情報を配信

※3…神奈川県警察による子どもや女性を犯罪から守るための情報をお知らせするサービス

質疑応答

Q：空き巣犯はどういうふうに対象の家を選んでいるのか。

A：高そうなものがある家、というより入りやすい家が狙われる。

対策として、施錠も重要だが、防犯カメラがもっとも効果があると考えられる。人感センサーなども犯人からは嫌がられる。

神奈川県警の「防犯コンシェルジュ」に相談すれば、設置場所などアドバイスしてもらえる。

(防犯コンシェルジュについて詳しくは、麻生警察署生活安全課へお問い合わせください。)

Q：防犯カメラ設置について、町内会として設置を検討するにあたりご意見を伺いたい。

A：店舗などは「防犯カメラ作動中」と書いてあるところもあり、アピールすることは大事。ダミーであったとしても抑止効果は期待できる。また自宅などに設置する場合は、他人の家が映り込むと問題になる場合もある。トラブルにならないよう留意が必要。

(最後に)

講師の稲葉様からは、「はるひ野町内会は防犯意識が高く、警察としても助かっている」とのお言葉がありました。また、コロナの影響もあって、講話の機会も減っているので、本日のような機会をいただけるのはありがたい、ともおっしゃっていました。

今回を機会に、さらに各家庭での防犯意識を高めていただければと思います。

-以上-

2021年度/関連団体への助成ご案内

町内会がその活動を支援する「福祉・親睦の団体」と「地域環境の向上団体」への助成を、2021年度も実施いたしますので、ご案内いたします。

なお、本施策は、2021年度はるひ野町内会定期総会での事業計画および予算の承認後に実施致します。

1. 活動支援のための基本的な助成金

1) 助成に関する募集期間

- a 3月7日(日)～ 6月30日(水) : すでに助成を受けており、2021年度も継続して申し込まれる団体
- b 3月7日(日)～12月末 : 新規に申し込まれる団体

※ただし、助成金の予算枠に達した場合は、その時点で募集終了

2) 助成手続き

基本的な助成は、項番5の規定に従い実施いたします(詳細な申請書等の手続きは担当よりご案内いたします)。

2. イベント支援のための助成金

上記の基本的な助成金とは別に、

「住民親睦会イベント」「地域環境向上イベント」を実現するため、個別イベント単位の支援を実施しております。

1) 対象イベント

- ①住民親睦を目的とする地域イベントで、項番1での助成対象団体が主催し、かつ、概ね30名以上の参加実績があるもの。
- ②地域環境向上を目的とする地域イベントで、項番1での助成対象団体が主催するもの。

2) 支給上限

各団体とも、1イベントにつき5万円を上限とし、年度内に複数回申請可

ただし、いずれの団体に対しても計5万円/年を上限とし、町内会全体の総支給額は30万円/年を超えないものとする。

3. 助成の可否

上記要件に照らし、会長が判断する。

4. 本件問合せ先

ご不明な点は、以下のアドレスまでお問い合わせください。

secretary@town-haruhino.join-us.jp

5. 基本的な助成ルール

助成条件	団体の分類	(1) 福祉・親睦活動主体の団体	(2) 地域環境向上活動主体の団体
	団体活動内容(例)	地域福祉や団体構成員間の親睦、構成員の成長に効果があり、公共性の高い活動	地域の緑化、環境保全など、豊かな街づくりにより地域の繁栄と福祉に貢献する活動
	助成条件	①大多数が町内会会員(はるひ野町内会に加入している世帯主およびその家族)であること ②はるひ野町内会会員が主として運営に携わること(例えば、その団体の正・副の代表者の他、実質的に団体の運営に関わる者がはるひ野町内会会員であること) ③原則として10世帯以上の町内会会員が参加、活動していること	①町内会会員(同左)が半数以上参加しており、活動場所がはるひ野であること ②はるひ野町内会会員が主として運営に携わること(同左) ③原則として10世帯以上の町内会会員が参加、活動していること
	町内会に対する報告義務	年度末には、団体の活動報告書と会計報告書を町内会に提出	
町内会からの助成理由	町内会の活動主旨と一致しており、広義の町内会活動を担うため 【ご参考】 町内会会則の第3条(町内会の目的) 地元地区相互の連絡を密にし、親睦を深め、明るく住みよい街づくりにつとめ、地域の繁栄と福祉の増進に寄与することを目的とする		
町内会費からの補助/支援	①助成金 ・対象団体が、はるひ野町内会会員であり、かつ会費を徴集している単位を「助成対象会員数」として、その「会員数」あたり1千円/年を上限として助成 なお、「会員数」あたりの助成金は、対象団体における町内会会員に係る会費を超えないこととする ・会議室利用料等、活動のための必要経費として会長が認めたもの限り、6千円/年を上限として助成 ②活動の支援	①助成金 ・対象団体が、はるひ野町内会会員でありかつ、実質的に地域環境向上活動を実行している会員数を「助成対象会員数」として、その「会員数」あたり1千円/年、かつ、1団体あたり5万円/年を上限として助成 ・必要経費として個人的負担にそぐわないものについては町内会からの負担も検討。 ただし必要性を詳細に見極めて助成を決定 ・会議室利用料等、活動のための必要経費として会長が認めたもの限り、6千円/年を上限として助成 ②活動の支援	
会員数の申請	該当年度の4月1日または7月1日の会員数とする(新規申し込み団体は、申込時の会員数とする)		
2020年度の該当団体	・はるひ野子ども会 ・はるひ野シニアクラブ		・水辺のある里山を守る会 ・エコガーデンはるひ野